

「委員会代表質問」検討プロジェクト中間まとめ（案）

1. 「委員会代表質問」の導入の目的

地方自治法第109条に基づく常任委員会の所管事務調査を充実させるとともに、調査事項の熟度に合わせ、一般質問の際に「委員会代表質問」を実施することで、政策サイクルに基づく政策立案機能及び監視機能を強化する。また、「委員会代表質問」を通じて、市議会が機関としてまとめ、執行機関側と対峙していく契機とする。

2. プロジェクトにおいて「検討すべきポイント及び論点」について

(1) 「委員会代表質問」の対象となる事案は何か

- ①最大2年間に及ぶ所管事務調査として決定したテーマ
- ②短期的な所管事務調査（1年以内）に係る事案
- ③重大な事案・事件の発生に関する所管事務調査事項
- ④前期体制の政策提言に伴う検証結果に基づく継続調査事項

(2) 質問をするための条件は何か

- ①常任委員会における「全会一致の原則」で良いか
- ②議長による許可は必要か
- ③質問内容の委員会承認や質問内容の委員外議員との情報共有は必要か
- ④議長への通告と通告内容の事前提出は必要か
- ⑤調査研究が充分なされていることの判断はどうするか

(3) 実施する時期をどのように位置づけるか

- ①調査研究が充分なされており、政策提言に向け有効と思われるとき
- ②上記(2)の条件が整ったとき
- ③会派の代表質問がある12月定例会における実施は可能か
- ④検証結果に基づく継続調査事項について上記①②を満たしたとき

(4) 実施方法はどのようにしたらよいか

- ・質問の順番と順位、質問の形式と時間、質問者の決定はどうするか
- ・一般質問との棲み分け（質問者の一般質問の是非、関連質問の是非、時間配分と全体日程の見直しなど）はどうするか
- ・実施後の対応はどうするか（追跡質問、追跡調査など）

(5) 想定される課題とその対応

- ・全会一致ができるテーマや質問内容の在り方
- ・事前の周到な委員会における準備と調査研究の在り方
- ・質問の仕方と質問内容を踏まえた踏み込んだ質問・答弁のやり取り
- ・改選期や委員会構成が変わったときの継続性の確保と定着化
- ・会議規則の改正及び先例集における位置づけ
- ・実施に向けた執行機関側との事前調整

3. 議長への答申時期

- ・議会運営委員会による議長への答申時期の期限は、令和5年12月まで
- ・新体制における検討プロジェクトメンバーについては、委員長ないしは委員長経験者が望ましい。

4. これまでの経過について

- ・委員長会における導入に向けた協議（R3.9/28・R4.9/22）
- ・議会運営委員会における行政視察（R4.10/13）
- ・議会運営委員会における視察結果のまとめ（R4.12/16）
- ・法第109条第3項第3号に基づく議長からの議会運営委員会に対する諮問（R4.12/16）
- ・第1回・2回委員会代表質問検討プロジェクト（R5.2/13.4/13）
先進地事例の取り組みの検証と論点整理及び検討項目の抽出
- ・第3回委員会代表質問検討プロジェクト（R5.4/18）
論点整理及び検討項目の抽出、中間まとめ（案）協議